

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和4年4月)

4月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処内	分の	内容	主違反の条	な	項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	有限会社ジェネシス (法人番号3430002042498) 代表者法島直人	北海道北広島市大曲緑ヶ丘2丁目5番地4		本社営業所	北海道北広島市大曲緑ヶ丘2丁目5番地4		R4.4.25			文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他1件			令和4年2月24日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)	0	0
2	株式会社オーレックス (法人番号2440001004706) 代表者高西喜代司	北海道亀田郡七飯町字藤城370番地9		本社営業所	北海道亀田郡七飯町字藤城370番地9		R4.4.26			輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他1件			令和3年9月30日及び令和3年10月14日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準なお書きの遵守義務違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)	3	3
3	株式会社西里車輛(法人番号2440001003022) 代表者西里孝夫	北海道北斗市久根別5丁目102番地の56		本社営業所	北海道北斗市久根別5丁目102番地の56		R4.4.26			輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他6件			令和3年10月27日及び令和3年11月25日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画事後届出義務違反【営業所の位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更】(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第2号、第3号)、(2)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)乗務時間等の基準なお書きの遵守義務違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(5)運行指示書の作成、指示又は携行義務違反(安全規則第9条の3第1項から第3項)、(6)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	4	4

